

入札監理小委員会における審議の結果報告

国有林間伐事業

林野庁の国有林間伐事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、落札者の決定後から事業を開始し、平成 25 年度中に終了する 2 年を超える期間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 業務内容について（実施要項案 21 ページ・別紙 1）

【論点】

- 事業対象箇所の作業条件等について入札公告時に提示する契約図書等に示すとしているが、可能な限り、事業対象箇所に関する情報を記載する必要があるのではないか。

【対応】

- 本事業の対象事業箇所に関わる情報として、伐採率、林齢、樹種を新たに記載した。あわせて、事業対象箇所の伐採率の基準等を明示した。

2 事業期間について（実施要項案 7 ページ、21 ページ・別紙 1）

【論点】

- 事業期間について「契約を締結した年度を含む 3 カ年度にわたり 2 年を超える期間として設定するもの」とし、事業期間があらかじめ決定していないが、妥当か。

【対応】

- 事業期間については、本事業の性質上、民間事業者が提案する機械設備等によって変わるため、民間事業者の提案内容を踏まえ、決定することを明記した。

あわせて、事業の開始時期については、対象事業箇所の気候等の条件により異なる点を踏まえ、「平成 23 年 4 月以降、同年度中に契約を締結した日」と明記した。

3 情報開示について（実施要項案 15 ページ、26 ページ・別紙 4）

【論点】

- 民間事業者が業務の実施に必要な業務量等を適切に把握できる内容となっているか。

【対応】

- 間伐事業は、事業の性質上、事業対象箇所ごとに新規に行われる事業であることや、作業条件等によって実施状況が異なるため、参考情報である点を明確にした上で、過去の優良事例に基づく実施状況を記載した。

以上